

令和5年度の授業実施等について

学生の皆さんへ

2023年3月31日

長崎大学

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和5年度の授業実施等においては、下記のとおり取り扱います。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や社会情勢により内容を見直すことがありますので、ご留意ください。

【授業等の取扱い】

講義室等における収容人数は通常使用時の人数とし、対面形式の授業や試験におけるマスクの着用は求めない(学生個人の判断に委ねる)。ただし、感染症感染防止対策として、発熱等症状のある者の受講は制限し、教室の十分な換気を行い、手洗いや手指消毒を推奨する。

また、定期試験開始 1 週間前から定期試験終了までの期間の学生の行動制限(2022年11月8日通知)についても廃止する。

【新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る授業及び定期試験等の欠席の取扱い】

1. 授業および定期試験等において、予防接種による副反応と思われる症状が出た場合で次に該当する場合は、欠席届を提出する理由に該当することとして取り扱う。(授業を欠席した時数が授業を行った時数の 3 分の 1 を超えた場合は試験等の受験資格を失うが、欠席時数にはカウントしない。)

①予防接種を受け、副反応と思われる症状が出た場合

②予防接種を受け、副反応と思われる症状が3日以上継続した場合は、かかりつけ医等を受診した場合に、欠席届を提出する理由の「病気の場合」として対応する。

2. 欠席届が提出された場合の添付する証明書は、次のとおりとする。

①の場合は、公的機関(市町村、かかりつけ医等)等で発行されるワクチン接種に係る証明書等とする。

②の場合は、かかりつけ医等を受診したことが証明できる書類(領収書等)とする。(定期試験等の場合は、各学部・研究科等において必要に応じた証明書類を求めることとする。)

3. 欠席届が提出された場合は、次のいずれかにおいて対応する。

(1)授業等の場合

・補講

・対面授業等の内容相当のオンライン授業(オンデマンド型)あるいは代替コンテンツ

(2)定期試験等の場合

・追試

・試験等の代替としてレポート提出等